

衆議院法務委員会での、少年法「改正」強行採決に抗議し、審議の継続を求める

2007年4月19日

子どもと法・21（子どもの法制度と育ちを考える21世紀市民の会）

4月18日、衆議院法務委員会では与党の修正案を強行採決しました。

本政府法案は、3月23日、「少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、触法少年による凶悪重大な事件が発生しているなど、少年非行は深刻な状況にあり、法整備が必要とする」という理由で提案されました。

しかしながら、審議をする中で、上記提案理由は理由がないこと、すなわち、立法事実の存在はないことが明らかになったのです。

しかも、各条項については、与党議員も含めて数々の疑問が提起され、政府側はその疑問に答えられませんでした。

そんななかで、4月18日、与党から修正案が提出されました。

たしかに一部については前記疑問に答える修正案ではありましたが、本質的な問題については何ら修正されていないものです。この修正案を午後1時からの審議でしたのです。野党からは本質的な質問が次々出されましたが、それに答える説明はなされないままでした。そもそも、修正案が出て3時間程度で審議する方が無理というものです。当日出された修正案であり、議論がかみ合わない状態ではないので、もっと議論をすべきだという野党議員の声を押し切って、同日夕方、与党修正案をもって強行採決が行われたのです。

本年2月2日国連・子どもの権利委員会は「少年司法における子どもの権利」に関する一般的意見を採択（一般的意見第10号）しました。ここでも他の条項同様、権利基盤アプローチを核にしていますし、施設収容は「最後の手段でかつ最も短い適当な期間のみ」とされています。また、「成人が行っても罪にならない行動上の問題」を「犯罪」として扱うことは子どもに対する差別であるとしています。

前回の少年法「改正」についても、国連・子どもの権利委員会からは懸念が表明されています。また同じ轍を踏むのでしょうか。

あらためて強行採決に怒りを表明し、抗議します。

また、上記のように審議は途中で打ち切られていますので、審議を再開することを求めます。

連絡先 東京都新宿区四谷4-25-10-608 石井法律事務所内
電話 03-3353-0841 FAX03-3353-0849